

◆競技別 区分・種目（番号）表

A. 陸上競技			種目番号	競走							跳躍			投てき					
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
◎男女別・年齢区分別 ▲男女別・年齢区分なし			種目	50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーイング投		
	区分番号	障がい区分																	
I	上肢	1	手部切断、片前腕切断、片上肢不完全、片上腕切断、片上肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎			
		2	両前腕切断、片前腕・片上腕切断、両上肢不完全	◎	◎				◎		▲	◎	◎						
		3	両上腕切断、両上肢完全	◎	◎						▲	◎	◎						
	下肢	4	片下腿切断、片下肢不完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎			
		5	片大腿切断、片下肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎			
		6	両下腿切断	◎	◎							◎		◎	◎	◎			
		7	片下腿・片大腿切断、両下肢不完全	◎								◎		◎	◎	◎			
		8	両大腿切断、両下肢完全											◎	◎	◎			
体幹	9	体幹	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎				
II	脳原性麻痺以外で車いす常用・使用	10	第6頸髄まで残存	◎	◎					◎							◎		
		11	第7頸髄まで残存			◎	◎		◎	◎								◎	
		12	第8頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎			
		13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎							◎	◎	◎		
		14	下肢麻痺で座位バランスあり						◎						◎	◎	◎		
		15	その他の車いす		◎	◎		◎							◎	◎	◎		
III	脳原性麻痺 (脳性麻痺・脳血管疾患 脳外傷等)	16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎								◎	
		17	けって移動	◎						◎									◎
		18	片上下肢、片上肢で車いす使用	◎						◎						◎	◎		
		19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎		
		20	その他走不能												◎	◎	◎		
		21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		22	その他走可能	◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎		
IV	電動車いす	23	電動車いす常用							◎								◎	
		24	視力0から0.01まで	◎	◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎			
		25	その他の視覚障がい	◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎			
	聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能障がい	26	聴覚障がい	◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎			
	知的障がい	27	知的障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎		▲	◎	◎		◎	◎			
	内部障がい	28	ぼうこう又は直腸機能障がい	◎					◎			◎	◎		◎	◎			

(注) 全国大会の陸上競技において、競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投擲競技はジャベリックスローとソフトボール投（区分8は除く）の両方に申し込むことはできない。今回の大会で50mと100m、立幅跳と走幅跳、ジャベリックスローとソフトボール投に出場し、全国大会の選手に選考された場合は、いずれかの種目を他の種目に変更することが必要となる。

B. 水泳		◎男女別・年齢区別 ○身体障がい者の1部<39歳以下>のみ ●身体障がい者の2部<40歳以上>のみ		種目番号	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ	
					31	32	41	42	51	52	61	62
		区分番号	障がい区分	種目	25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m
肢体不自由	I	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			2	片前腕切断、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			3	片上腕切断、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			4	両前腕切断、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			5	両上腕切断、両上肢完全、片前腕・片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			6	片下腿切断、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○
	下肢	7	片大腿切断、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		8	両下腿切断、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
		9	両大腿切断、両下肢完全、片下腿・片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎		
	上下肢	10	片上肢切断・片下肢切断、片上肢不完全・片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎		
		11	多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎		
	体幹	12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○	
	II	脳原性麻痺以外 で車いす常用・ 使用	13	第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎			
			14	第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○
	III	脳原性麻痺 (脳性麻痺・脳血管疾患 脳外傷等)	17	四肢麻痺(車いす常用)、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎			
			18	両下肢麻痺、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			19	片側障がいで片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎	
			20	その他の片側障がいで走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
			21	その他走可能	◎	◎	●	○	●	○	●	○
IV	-	22	浮具使用(重度の四肢体幹機能障がいで浮具を使用する者)	◎	◎	◎		◎				
視覚障がい	23	視力0から0.01まで	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
	24	その他の視覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能障がい	25	聴覚障がい	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
知的障がい	26	知的障がい	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

(注) 1部・2部別(身体障がい者のみ)で出場可能かどうかを十分確認のうえ、選択してください。

C. アーチェリー		●男女別		種目	リカーブ		コンパウンド	
		区分 番号	障がい区分		50-30m	30-30m	50-30m	30-30m
				種目番号	81	83	82	84
肢体 不自由	脳原性麻痺以外で 車いす常用	1	第8頸髄まで残存	●	●	●	●	
		2	その他の車いす	●	●			
	切断・機能障がい	3	上肢障がい	●	●			
		4	下肢障がい(いす、車いす使用を含む)	●	●			
		5	体幹	●	●			
	脳原性麻痺 (脳性麻痺・脳血管疾患 脳外傷等)	6	脳原性麻痺(いす、車いす使用を含む)	●	●	●	●	
		7	聴覚障がい	●	●			
	内部障がい		8	ぼうこう又は直腸機能障がい	●	●		

D. 卓球		◎男女別・年齢区分別 ●男女別			
		区分 番号	障がい区分	種目番号	
					91
肢体 不自由	I	上肢障がい	1	片上肢障がい	◎
			2	両上肢障がい	◎
		下肢障がい	3	片下肢切断、片下肢不完全	◎
			4	片大腿、両下腿切断、片下肢完全、両下肢不完全	◎
			5	片下腿・片大腿切断、両大腿切断、両下肢完全	◎
		6	体幹	◎	
	II	脳原性麻痺以外 で 車いす常 用・使用	7	第8頸髄まで残存	◎
			8	座位バランスなし	◎
			9	その他の車いす	◎
	III	脳原性麻痺 (脳性麻痺・脳血管疾患 脳外傷等)	10	車いす使用	◎
			11	杖、松葉杖使用	◎
			12	上肢に不随意運動あり	◎
			13	上肢に不随意運動なし	◎
			14	片側障がい	◎
聴覚・平衡機能、音声 ・言語・そしゃく機能 障がい		17	聴覚障がい	◎	
知的障がい		18	知的障がい	◎	
精神障がい		19	精神障がい	●	
視覚障がい	15	アイマスク有り	サウンドテーブルテニス	92	
	16	アイマスク無し	一般卓球	91	

(注) 視覚障がいは、視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。
有りの場合は、サウンドテーブルテニス 種目番号92

E. フライング ディスク	◇区分なし ●男女別				
	種目	アキュラシー		ディスタンス	
		ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
	種目番号	96	97	98	99
肢体不自由・視覚障がい 聴覚障がい・知的障がい 内部障がい（ぼうこう又は直腸機能障がい）		◇	◇	●	●
		「ディスリート5」と「ディスリート7」、いずれかでエントリー		「立位」あるいは「座位」、いずれかでエントリー	

F. ボウリング	◎男女別・年齢区分別 知的障がいのみ
----------	-----------------------

(注) 1ゲームのアベレージが「80」点以上の者が参加できる。

G. ボッチャ		△男女混合・年齢区分なし					
		区分番号	障がい区分	詳細	競技スタイル		
					立位	座位	
肢体不自由	I	切断・機能障がい	1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で両下肢の3大関節（股・膝・足関節）全てに機能障がいがあり、長下肢装具を使用して立位で競技する者、もしくは両上肢の3大関節（肩・肘・手関節）のうち、1または2関節に機能障がいがあり、なおかつ両下肢の3大関節のうち、1また2関節に機能障がいがあり立位で競技する者	△	
	II	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	2	第6頸髄まで残存	肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		△
			3	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）		△
			4	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）		△
			5	多肢切断	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすやいすに座った姿勢で競技する者		△
	III	脳原性麻痺 (脳性麻痺・脳血管疾患 脳外傷等)	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用	脳原性麻痺により四肢に可動域制限や協調運動障がいがある者で両上肢駆動による車いす使用者		△
			7	けって移動	脳原性麻痺による両上肢の障がいがあるため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		△
			8	片上下肢で車いす常用、または使用	脳原性麻痺による片側障がい、動かすことができる側の片上肢と片下肢で車いすを操作する者		△
			9	その他走不能	脳原性麻痺による下肢障がい、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることでできない者	△	
	IV	-	10	電動車いす常用	四肢もしくは三肢体幹機能障がいにより電動車いす(JIS T9203)を常用している者		△

(注) 座位で競技する選手（区分2～8および10）で、投球はできるが車いすの方向を変えたり、移動したりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを1名、投球することが困難でランプを使用者して競技する者にランプオペレーター1名を認める。

脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障がいがある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。

◆障がい区分についての注意事項

- ・障がい重複している場合には、いずれかの障がい区分で参加しなければならない。
- ・障がい区分について「、」は「または」「・」は「および」を表す。
- ・「肢体Ⅰ」は、切断・機能障がい者、「肢体Ⅱ」は、脳原性麻痺以外で車いす使用者、「肢体Ⅲ」は、脳原性麻痺のグループをさす。
- ・完全とは、上肢(肩・肘・手関節)または下肢(股・膝・足関節)の3大関節の全てに機能障がいのあるものをいう。下肢の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- ・不完全とは、上肢(肩・肘・手関節)または下肢(股・膝・足関節)の3大関節のうち、1または2関節に機能障がいがあるものをいう。
- ・関節離断は、上位の部位の切断として扱う(肘関節離断は上腕切断となる)。
- ・肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、片側の障がい区分とする。
- ・多肢切断や両上肢障がいなどのように、複数の部位の切断や機能障がいがある場合は、3肢以上や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。
- ・体幹とは、脳原性麻痺を除く、頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形があるもの。(脊柱カリエスなど)
- ・脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障がいをいう。ただし、脊髄小脳変性症 の場合は、実際の障がい状況に応じて他の区分となることもある。
- ・座位バランスの判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。
- ・「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、スポーツの場面だけに車いすを使用していることをいう。ただし、「陸上競技の電動車いす常用」については、四肢体幹機能障がいにより日常生活で常に電動車いすを使用している者とする。
- ・視覚障がいについて、視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。指数弁は視力0.01、手動弁～光覚弁は視力0として判定する。
- ・卓球・アーチェリーの「第8頸髄まで残存」には「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。